

米国初期の対トリティショッピング 対策

はじめに

現在改正作業が進行している日米租税条約の焦点の一つは、租税条約の不正な利用であるトリティショッピング（treaty shopping）（以下「TS」という。）に対する対策として規定されるLOB条項の解釈であろう。米国が締結している最近の租税条約にはすべてこの条項が規定されている。本論は、1970年代から1980年代という、いわゆるこの問題に対する初期といわれる時期において様々な対策を講じてきた米国の例を取り上げて、その沿革を辿ることとする。

1 この時期の背景

米国財務省がTSに悩まされた一例は、1987年末に実質的に終了した米国・オランダ領アンチルとの租税条約の存在である。タックス・ハイブンであるアンチルとの租税条約は、米国の源泉徴収を回避するためにアンチルにおいてユーロ債の発行等、様々な形態でこの租税条約が利用されたことである。

この対アンチル租税条約は、米国・オランダ租税条約の適用拡大の結果であることから、米国は、植民地等に多くのタックス・ハイブンを有する対英國、対ベルギーとの租税条約の適用拡大を1983年に終了している。

他方、TSに対する課税事案で訴訟となつた

ものとしては、1964年のヨハンソン事案、1968年のバス事案、1971年のエイキンズ事案等がある。

米国は、外国からの投資の対象となる国であったこと、タックス・ハイブンであるアンチルと租税条約を締結していたこと等の条件が重なり、TSに対する対策を講じる必要性に迫られていたともいえるのである。

2 対アンチル租税条約に関するルーリング

米国は、1984年にアンチル租税条約に関する歳入ルーリング（Revenue Ruling）を二つ発遣している。一つは、ユーロ債に関する84-153であり、他の一つは、利子に関する84-152である。

1984年まで、アンチルが投資所得に対して源泉徴収を行わないことから、アンチルにおいて債券を発行してその資金を米国法人に貸し付け、利子の差額をタックス・ハイブンであるアンチルに留保することが行われていた。米国は、1984年に内国歳入法典を改正してこれらの債券の利子に係る源泉徴収を廃止し、米国法人が直接債券発行することを可能にするとともに、アンチル法人の債券発行の条件を厳しくした。その処理に関するものが84-153である。

後者（84-152）は、スイス法人が米国・スイ

Topics of International Taxation

ス租税条約に係る源泉徴収を回避するためにアンチル法人を経由して米国子会社に対して貸付を行ったことに対して、当該アンチル法人は、利子の振替、通過という導管機能しか持たないという判断から、当該利子に対しては、米国・スイス租税条約に係る源泉徴収の適用があるとしている。

3 米国モデル租税条約

(1) 1977年米国モデル租税条約

このモデル租税条約は、1977年OECDモデル租税条約改訂版と同様に、TS対策として投資所得に関して「受益者」概念を規定している点で類似している。

しかし、同モデル租税条約第16条に、「投資又は持株会社条項」を規定し、次に掲げる条件を満たすものについて、租税条約の課税の減免の適用がないとしている。

- ① 条約締約国以外の第三国居住者により、他方の締約国の居住者である法人の資本の25%以上が直接、間接に保有され、かつ、
- ② 租税政策上、当該他方の締約国が、これらの配当、利子、使用料に著しく低い税率で課税していること

(2) 1981年米国モデル租税条約

米国財務省は、1977年モデル租税条約に代えて、1981年6月に新しいモデル租税条約を公表した。

1981年12月に、米国財務省は、この条約に含まれるLOB条項（第16条）の他に、第16条の検討試案（以下「検討試案」という。）を公表した。この検討試案は、6月に公表されたモ

ル租税条約第16条の改訂版として位置付けられるものと思われる。

この検討試案は、現行のLOB条項（例えば、1996年米国モデル租税条約）と比較すれば、条文上の規定振りにおいて、十分とはいえないが、1986年改正における「支店利益税」の条項に含まれたTSの定義（内国歳入法典第884条）、1996年米国モデル租税条約におけるLOB条項の出発点は、この検討試案と推測できる。

その根拠は、1977年米国モデル租税条約第16条を参考とした租税条約としては、米国・フィンランド租税条約と少数であるが、1981年米国モデル租税条約のLOB条項（検討試案を含む。）は、1980年代に締結された米国租税条約の多くに影響を与えていた。

4 まとめ

LOB条項は、TSの事態に直面した米国が実践から学んだ知識を体系化したものといえよう。

OECDモデル租税条約は、TS防止対策として、このLOB条項の意義を認め、条約締約国の選択肢としてこれを認める方向である。LOB条項の意義は、租税条約の恩典を条約適格者で独占するということであり、租税条約の適用上では当たり前のことであるが、租税条約の適格者の判定という新しい負担を納税義務者に負わせることにも留意する必要があろう。

中央大学商学部教授

矢内一好